

平成十九年二月九日受領  
答弁第二九号

内閣衆質一六六第二九号

平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島におけるインフラ整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島におけるインフラ整備に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

「インフラ」について画一的な定義があるとは承知していないこともあり、何が御指摘の「インフラ」に該当するかは一概にお答えすることは困難である。

二について

ロシア連邦は法的根拠なく北方四島を占拠している。

五について

千九百九十三年に、政府が国際機関である支援委員会に拠出した資金を用いて同委員会が、人道支援の

一環として、国後島に倉庫を建設したと承知している。

六及び七について

支援委員会による北方四島住民に対する支援は、我が国国民が北方四島において北方領土問題に関する我が国の立場を損なわない形で一定の活動を行うために設定されている日露間の枠組みの実施に関連して行われていたこと等から、北方領土問題に関する我が国の立場を損なうものではないと考えている。